

## 令和8年度（令和7年分）市県民税・所得税の申告相談日程

◆市県民税申告書はご自身で作成し、3月16日までに郵送してください。

【郵送先 〒013-8601 横手市中央町8番2号 横手市役所 税務課】

◎給与・年金以外の所得がある方は、少額であっても市県民税の申告が必要です。

◎ご自身で申告書を作成するのが困難な場合は会場で申告をすることもできますが、必ず必要書類をまとめたうえで来場してください。

※郵送で申告した場合は、申告相談会場に来場する必要はありません。

### ●申告相談会場での申告にあたっての留意点

①農業などの事業所得を申告される方は、自分で収支内訳書を作成してから来場してください。

②医療費控除を受けようとする方は、個人ごとの医療機関ごとに集計し、事前に『医療費控除の明細書』を作成してから来場してください。

明細書を作成していない方は、医療費控除の申告はできません。

※自分で所得税確定申告書を作成した方は、税務署に直接提出してください。

申告相談会場でのチェックは行いません。

### ●次の①～⑦の申告は、市の会場では受付できませんので、横手税務署へ直接申告してください。

①初年度の住宅借入金等特別控除の申告 (令和7年中に入居された方)	④亡くなられた方の確定申告 (準確定申告)
②住宅借入金等特別控除の確定申告をされる方で、 ローンが連帯債務の方、ローンの借り換えをした方	⑤青色申告者の確定申告
③土地・建物・株式の売却・収用等の分離譲渡所得の確定申告	⑥損失申告の方 ⑦免税牛に関する確定申告

【申告会場】 増田地域局 3階 講堂

【受付時間】 午前 8:30～11:00

午後 1:00～3:00

月	日	曜	午前			午後		
2月	6	金	縫殿	七日町	土肥館	一本柳	平和通	石神
	9	月	上町	四ツ谷	中町	昭和通	福嶋	新町
	10	火	本町			戸波		
	12	木	羽場	鍋ヶ沢	荻袋	火石田	上畠	滝ノ下
	13	金	川口	小栗山	中村	田町		
	26	木	亀田	樋場		熊渕	大和沢	安養寺
	27	金	吉野	中吉野		上吉野	菅生	
3月	13	金	湯野沢	平鹿	真人	半助村	下夕町	在城
	16	月	関ノ口			八木	沢口	

●他地域局の会場でも申告相談ができます。市全体の申告相談日程表をご確認ください。

【お問い合わせ先】 横手市役所 増田市民サービス課 市民生活係 電話0182-45-5513